

## 別紙

### (仮称) 若狭嶺南風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する 環境の保全の見地からの意見について

#### 1 全体的事項

(1) 対象事業実施区域の絞り込み、風力発電設備および取付道路等の付帯設備の規模・位置または配置・構造（以下「風力発電設備配置等」という。）など事業計画の更なる検討に当たっては、影響を受けるおそれのある環境要素に係る影響を総合的に評価し、その結果を反映するとともに、その検討経緯および内容について、方法書以降の図書に具体的に記載すること。

(2) 2の個別事項について、本事業の実施による重大な影響等を回避または十分に低減できない場合は、風力発電設備配置等の再検討、対象事業実施区域の見直しおよび風力発電機の基数削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(4) 環境影響評価に係る調査、予測および評価（以下「調査等」という。）の方法および環境保全措置等の最新の知見ならびに既設の風力発電事業の稼働後の環境調査結果の入手に努め、得られた知見等を事業計画や今後の調査等に反映すること。

また、今後の環境影響評価に係る手続きにおいて、住民等への積極的な情報の提供、分かりやすい説明および幅広い意見の聴取に努めること。

#### 2 個別事項

##### (1) 騒音、超低周波音および風車の影

風力発電機設置予定範囲の近隣に多数の住居や学校等が存在しているため、それらに対する騒音および風車の影による重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備配置等の検討を行うとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成29年5月環境省）を踏まえ、最新の知見を考慮した信頼性の高い調査等を適切に行い、その影響を回避または極力低減すること。

また、超低周波音についても、最新の知見を踏まえ適切かつ信頼性の高い調査等を行い、周辺住居等への影響を回避または低減すること。

## (2) 動物（鳥類およびコウモリ類）

事業実施想定区域およびその周辺では、クマタカ等の希少猛禽類や絶滅危惧種となっているヒナコウモリ等の希少なコウモリ類の生息が確認されている。また、サシバやハチクマといった渡りを行う希少猛禽類やコウノトリの移動が確認されている地域である。

そのため、事業の実施に伴う土地改変や環境変化による生息地の消失、風車への衝突事故および移動経路等の阻害等により、これら鳥類等への重大な影響が懸念される。

これらのことから、現地調査の実施ならびにその調査結果を踏まえた予測および評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方」（改訂版）（平成24年12月環境省）に基づくことはもちろん、渡り鳥を含め、鳥類等の生態や現地の状況に精通した専門家の意見を聴取し、その意見を反映すること。

この結果を踏まえ、その影響を回避または極力低減すること。

## (3) 動物、植物および生態系

事業実施想定区域およびその周辺では、自然植生が点在し、福井県重要里地里山およびカモシカ等の重要な生態系や動植物種の生息・生育が確認されている。また、当該区域の一部が保安林に指定されている。

そのため、事業の実施に伴う森林伐採や土地改変によりこれらの希少な動植物の生息・生育環境や生態系の消失が懸念される。加えて、当地域は過去に動植物等の現地調査が十分に行われていない地域であり、今後、適切な調査が行われなければ、現在未確認とされる希少な動植物の生息・生育環境が事業実施に伴い消失する懸念がある。

これらのことから、現地調査の実施ならびに調査結果を踏まえた予測および評価に当たっては、現地の状況に精通した専門家の意見を聴取し、その意見を反映すること。この現地調査により自然度の高い植生が存在する区域を明らかにするとともに、重要な種の生息・生育状況を把握すること。

また、植生の変化に伴うシカの増加や外来植物の侵入等による生態系などへの影響が懸念されるため、その影響についても調査等を適切に行うこと。

これらの結果を踏まえ、その影響を回避または極力低減すること。

## (4) 景観

以下の点を考慮し、眺望点等の選定、調査等を適切に行い、風力発電設備配置等の検討を含め、眺望景観への重大な影響を回避または極力低減すること。

その際には、関係自治体や地域住民および眺望点の利用者等から広く情報を収集するとともにその意見の把握に努めること。

### ① 主要な眺望点からの眺望景観

風力発電設備配置等の検討に当たっては、配慮書において圧迫感を伴う景観影響が予測されている「きのこの森」について、十分配慮すること。

また、事業実施想定区域の周辺には、若狭湾国定公園の公園計画に位置付けられている遊歩道や石山城跡、「高浜町緑の基本計画」の視点場などの主要な眺望点が存在し、これらの眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。

このため、公園計画の内容や眺望点の利用状況等を踏まえるとともに、評価の手法として「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」を参照し、客観的な予測および評価を行うこと。

### ② 囲繞景観

事業実施想定区域の近隣には多数の住居や学校等が存在することから、風力発電機の設置により圧迫感を受けるおそれがある。また、視野角1度以上の視認範囲には高浜町およびおおい町の住居地のほとんどが包含されており、多数の住民が日常的に眺める景観が変化するものと考えられる。

このため、住居地や主要な道路などからの住民等が日常的に眺める景観への影響について、適切に評価できる眺望点を選定するとともに、発電機の設置基数や配置等の事業計画の検討に当たっては、関係自治体や住民等の意見聴取を十分に行うこと。

### (5) 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場について、関係自治体、住民や利用者等への聞き取り等により適切に把握し、事業の実施に伴うそれら活動の場への影響について調査等を行い、その影響を回避または極力低減すること。

### (6) 工事の実施に伴う環境影響

工事の実施に伴う環境影響について、影響を回避または極力低減するよう工事計画を含めた事業計画を検討するとともに、適切な調査等を行うこと。

特に、事業実施想定区域内およびその周辺には、砂防指定地等が存在し、森林伐採や土地改変に伴う土砂流出や濁水発生による水環境および動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。このため、調査等を適正に行い、土砂流出の可能性が高い地域の土地改変の回避や土工量の抑制の検討を行うとともに、仮設沈砂池設置等の環境保全措置により濁水の発生を極力低減し、これらへの影響を回避または極力低減すること。